

公募型プロポーザルに係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。なお、本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る令和2年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

令和元年10月25日

世 田 谷 区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区立小・中学校外国人英語教育指導等業務委託

(2) 業務内容

①区立小学校での外国語活動における英語指導等補助業務

②区立中学校での外国語授業等における英語指導等補助業務

(3) 履行期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする（予定）。令和3年度、令和4年度についても、本事業に係る予算配当があること及び前年度の履行が良好であることを条件に、引き続き同一の事業者と随意契約をする予定である。

(4) 募集区分

①「世田谷区立小学校外国人英語教育指導等業務委託（単価契約）」

（区立小学校61校）

②「世田谷区立中学校外国人英語教育指導等業務委託（単価契約）」

（区立中学校29校）

小学校61校、中学校29校の2件に分けて募集する。複数区分に参加表明することは可能であるが、最終的に選定するのは1事業者につき1区分とする。複数区分に参加表明する際は、第1順位として希望する区分を明記すること。

2 参加資格

(1) 世田谷区の競争入札参加資格を有すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しないものであること及び同条第2項による措置を現に受けていないこと。

(3) 世田谷区から指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手

続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがされていないこと。

- (5) 都道府県民税、市町村民税に滞納がないこと。
- (6) 現年度及び過去3年度の外国人英語教育指導等業務に関する他自治体での事業実績が述べ20件以上あること。または、現年度及び過去3年度の東京23区内での事業実績が1件以上あること。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 本業務の趣旨を踏まえた提案書の内容になっているか
- (2) カリキュラム及び教材の内容
- (3) ALTの経歴等資質【有している資格(TESOL等)、実務経験年数等】
- (4) ALTの採用方法・採用基準
- (5) ALTの研修体制（回数・内容等）
- (6) 業務の実施体制(ALTの配置・補充、労務管理、緊急時の連絡体制、健康管理体制等)
- (7) 外国人英語指導等補助業務に係る受託実績等
- (8) 個人情報保護に関する考え方・体制が整備されているか
- (9) 業務実施の計画に実行性や具体性はあるか
- (10) 経営の財政状況
- (11) 受託経費見積りの妥当性

5 手続等

(1) 担当部課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号
世田谷区教育委員会事務局教育指導課（第2庁舎3階36番窓口）
電話 03-5432-2706 ファクシミリ 03-5432-3041

(2) 提案条件説明書の交付期間、場所及び方法

- ア 期間 令和元年10月23日（水）から令和元年11月6日（水）まで土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時
- イ 場所 上記5（1）に同じ。
- ウ 方法 希望者に直接無償交付する。

(3) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

- ア 提出期間 上記5（2）アに同じ。
- イ 提出場所 上記5（1）に同じ。

- ウ 提出方法 持参又は郵送（締切日必着、簡易書留に限る）による。
- (4) 提案書の提出期限、場所及び方法
- ア 提出期限 令和元年12月6日（金）午後5時まで
- イ 提出場所 上記5（1）に同じ。
- ウ 提出方法 持参又は郵送（締切日必着、簡易書留に限る）による。

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金は免除する。
- (3) 契約時に契約書の作成を要する。
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有（募集区分①のみ。小学校英語活動研修実施委託。）ただし、各年度の予算配当を条件とする。また、契約の履行状況等により、随意契約を締結しない場合がある。
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5（1）に同じ。
- (6) 本提案にかかる一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (7) 事業者からの提出物は返却しない。
- (8) 区が必要と認める場合は、追加資料を求めることができる。
- (9) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (10) 本件においては、再委託を認めない。
- (11) 詳細は、提案条件説明書による。
- (12) 本プロポーザルは、事業者の選定のみを目的とし、提案書の内容に区は拘束されない。
- (13) 本案件は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象である。詳細は別紙を参照すること。